

## 第10回山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日 時：平成21年3月19日(木) 10:30～

場 所：県庁1001会議室

参集者：倉岡委員 金澤委員 菊地委員、

寒河江委員、津志田委員

### 【開 会】

### 【事務局紹介】

### 【会長選出】

(委員の互選により、倉岡委員が引き続き会長に選出。副会長に、金澤委員を引き続き指名)

### 【会長あいさつ】

(要旨)

4月から新たに地方独立行政法人化される県立米沢女子短期大学及び保健医療大学と、昨年地方独立法人化された日本海病院について、新しく実施機関となったので、改めて個人情報保護条例第5条第2項第9号、同条第3項第3号及び第6条第1項第8号に規定する、審議会の意見を聴いて取り扱うことの出来る個人情報の例外規定について審議を行いますので、各委員につきましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくをお願いします。

なお、県立大学や病院は、以前、知事または病院事業管理者として答申を受けていたことのある機関であり、組織上実施機関が新しくなっただけで、新たな個人情報の取扱い項目について追加になるというようなことはありませんが、前回答申した際に委員だった方はいらっしやらないようですので、再確認の意味も含めて、審議のほどをよろしくをお願いします。

### 【協 議】

- (1) 個人情報保護制度の運用状況について(事務局説明)  
(質問等 特になし)
- (2) 個人情報の本人収集の原則の例外について(事務局説明)
- (3) センシティブ情報の収集禁止の例外について(同上)
- (4) 個人情報の利用及び提供制限の例外について(同上)

(発言内容(2)～(4)一括協議)

倉岡会長 お手元に、平成13年3月12日付けの答申第1号があるかと思います。この答申を出す時に、私も当時委員をしていて、会長は当時、周先生だったのですが、例外事項について何回も審議を重ねて答申を出した、という記憶がございます。

さきほど説明がありましたように、これまで知事や病院事業管理者として実施機関であったものが、地方独立行政法人に移行するというので、決して新しいことを審議するわけではありませんが、平成13年当時の議論に参加していない委員ばかりでございますので、そのあたりも含めて今の説明に対する質問、意見がありましたら、よろしくお願いたします。

寒河江委員 私は報道機関に所属している立場上、この問題には非常に関心があるのですが、審議会答申の類型事項「個人情報の利用及び提供制限の例外」の第3番目には、「報道機関への公表や報道機関からの取材・要請等に応じて個人情報を提供する場合」という類型項目がある。

具体的には事故の情報や教職員の飲酒運転に対する懲戒処分などの情報について、マスコミへの公表ができるという規定の内容に照らし合わせてみると、この規定がすでに議論されて運用されて

いるにもかかわらず、例えば事故が起きたときの被災者に関する情報、羽越線特急いなほの事故の際の入院患者の個人情報が出されなかったということが実際にあった。組織内部に、この答申の内容がきちんと伝わっていなかったのではないかと、と思われるが、いかがか。職員への周知を、どの様に行っているのか。

事務局 あこの事故の時は、現場が混乱していて大変だったときに、個人情報を理由に被災者の名前を公表しないことが問題となったものである。しかし、現場がたとえそういう状況であったにせよ、公益性が高い場合は出せる、と条例上規定されているので、本来であれば出せるはずであったと言えるのではないかとと思われる。そうしたことがないよう、その後、研修会等を通じて、周知徹底を図っている。毎年研修会を行っているの、周知が図られてきていると考えている。

金澤委員 「個人情報の利用及び提供制限の例外」の類型事項は、社会的関心の高さ、というものが答申に記載されているが、この社会的関心とは、単なる好奇心レベルということではなく、あくまでも公益上のレベルでの関心の高さで運用されてきている、ということでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりである。個人情報なので、それを上回る公益性が当然必要であると考えます。

倉岡会長 ほかにございませんか。なければ私から。

倉岡会長 平成13年の答申から外した融資制度などの項目については、実施機関で諮問していないが、これはそのとおりで問題ないか。

事務局 事務執行上、必要ないということで諮問されていないので、大丈夫である。

菊地委員 諮問されていない事項について、今後生じるようなケースを考えているがちょっと思い浮かばない。ないと困る、ということにはならないということか。

事務局 はい。

津志田委員 個人情報の取扱いは、実際の運用が一番の問題である。冒頭で運用状況の説明があったが、職員への教育が一番の問題だと考えている。我々の業界にもプライバシーマーク、という制度があり、この認証を受けるためにある程度まで、社員に教育を浸透させる必要がある。県もそうした取組みは必要である。制度を作った人は理解していると思うが、そうでない人がどこまで理解していると言えるのか。制度はこの通り既に施行されているので、あとは周知徹底が必要である。問題があったから後追いで議論になってもまずいので、そういうことのないようにしていく必要がある。

倉岡会長 県の個人情報に関する組織上の部署はどこになっているのか。

事務局 組織上、我々県民サービス推進室が担当部署である。個々の事案に応じて各課から照会があれば出せる・出せないの相談に応じているところである。

倉岡会長 人事異動で担当者も変わる。異動者への研修も必要ではないのか。

事務局 引き続き、総合支庁単位で研修を実施していき、適正な個人情報の取扱いについて周知を図っていきたい。

金澤委員 細かいところで恐縮です。事務的な言い回しの問題かもしれないが、「個人情報の本人収集の原則の例外」の類型事項6番だけ、個人情報が「必要不可欠な場合」と規定している。あとの項目はいずれも「収集する必要がある場合」となっている。この違いは何か。

事務局 過去の答申と同じ書きぶりなので、今ここではっきりと分かるものがないので、調べて、後日、お知らせしたい。

事務局 資料として配付してある、平成13年3月12日付け答申第1号に、個人情報を取り扱う際の留意事項として記載がある(3)に、「類型番号6及び7の「各種の申請、届出等」及び「団体指導、補助金の交付等」の事務の場合、あらかじめ所定の書面様式を定めその提出を求める取扱いが多く行われているが、当該様式で定められている個人情報の収集対象者の範囲及び収集項目が、当該事務の目的達成に必要な最小限のものか常に見直し、不必要な情報まで収集しないようにすること」とあるので、この「必要最小限の情報」を収集せよ、との趣旨によるものだと考えられる。いずれにしる推測の域を出ないので、確認し、後日お知らせしたい。

倉岡会長 他に、何かありませんか。なければ、審議会としましては、諮問された内容の通り承認するというような形で、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

倉岡会長 では、諮問された内容の通り承認したいと思います。

倉岡会長 では、この後の進め方について、説明をお願いいたします。

事務局 説明

倉岡会長 では、そのように進めてくださるよう、お願いします。

なお、答申案については、お手元にある平成13年3月12日付けの答申第1号がありますが、これをご覧いただくと分かりますが、先ほどから議論なっているように、取扱いは慎重に、あるいは必要最小限に、という縛りをかけた形で認めよう、ということになっているので、今回も、その点を参考にしながら答申案を準備してくださるようお願いいたします。

倉岡会長 それでは、(6)その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局 ありません。

倉岡会長 委員の皆様からは何かありませんか。

(特になし)

倉岡会長 ないようですので、以上で本日の協議を終了いたします。

事務局 ありがとうございました。

【終了】 11時25分